

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のための
弾性着衣等に係る療養費の支給について

標記については、今般、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和2年厚生労働省告示第57号）が告示され、同告示の「J001-10 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）」が令和2年4月1日より適用されることとなったところであり、これに伴い、慢性静脈不全による難治性潰瘍治療（圧迫療法）のための弾性ストッキング及び弾性包帯（以下「弾性着衣等」と言う。）に係る療養費の取扱いを下記のとおりとするので、関係者に対し周知を図るとともに、その実施に遺憾のないよう御配慮いただきたい。

記

1 目的

慢性静脈不全による難治性潰瘍の治療を目的とした弾性着衣等の購入費用について、療養費として支給する。

2 支給対象

上記の慢性静脈不全による難治性潰瘍の治療のために、医師の指示に基づき購入される患者の弾性着衣等について、当該治療において1回に限り療養費の支給対象とする。

3 適用年月日

本通知による取扱いは、令和2年4月1日から適用する。